

## 公立大学法人横浜市立大学附属病院シミュレーションセンター利用に関する要綱

制定 令和3年1月1日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学附属病院シミュレーションセンター運営規約第2条第3項に基づき、公立大学法人横浜市立大学附属病院シミュレーションセンター（以下「センター」という。）が管理、保有する機器等（以下「機器等」という。）の利用に関する必要な事項を定める。

### (利用できる者の範囲)

第2条 センター及び機器等を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 医学部及び附属病院に勤務する教職員
- (2) 医学部学生
- (3) その他シミュレーションセンター長（以下「センター長」という。）が相当と認めた者

### (利用手続)

第3条 センター及び機器等を利用する場合は、利用・物品貸出許可申請書をセンターに提出しなければならない。使用後は利用報告書を提出しなければならない。

- 2 申請書は、利用する日の一週間前までに提出しなければならない。
- 3 授業などにより定期的に利用する場合は、上記申請書に年間利用計画を明記しなければならない。

### (使用料)

第4条 職員（職員就労規則に基づく）及び学生・その他センター長が認める者以外でセンター及び機器等を利用する際は、公立大学法人横浜市立大学土地・建物一時貸付要綱に基づき、使用料を支払わなければならない。

- 2 使用料は、前納とする。ただし、センター長が必要と認めた場合は、後納とすることができる。

### (利用時間)

第5条 センターの利用時間は、午前8時から午後10時（学生は午後8時）までとする。ただし、センター長が認めた場合はこの限りではない。

(休館日)

第6条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 1月1日から1月3日まで及び12月28日から12月31日までとする。
- (3) その他機器等のメンテナンスが必要な場合は、開館しないことができる。

(利用上の遵守事項)

第7条 センター及び機器等を使用する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、センター入室時に手洗いを励行すること。
- (2) センター内での飲食は禁止とする。ただし、センター長またはセンター職員が必要と認めた場合はこの限りではない。
- (3) 利用者は、機器等に定められている取扱説明書に従い、適切に使用するものとする。
- (4) 機器等の利用にあたり、センター長が必要と認めた場合は講習を行い、利用者に受講させるものとする。
- (5) 利用者は、申請した機器等以外のものに手を触れてはならない。
- (6) 利用者は、機器等の使用が終了（中止を含む）したときは、必ず所定の位置に戻し、使用状況などをセンター職員または機器取扱責任者に報告しなければならない。

(利用の取消)

第8条 利用者が、この要綱に違反したとき、またはセンターの運営に支障が生じたときは、利用の途中であっても、センター長は利用を中止することができる。

(損害弁償)

第9条 この要綱に違反するなど、利用者の責に帰すべき事由により設備や機器等を滅失、き損、汚染した場合は、利用者は弁償しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、センターの利用に関する必要な事項は、センター長が定める。

附則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。